

第 2 - 3

省令第 12 条の 2 区画

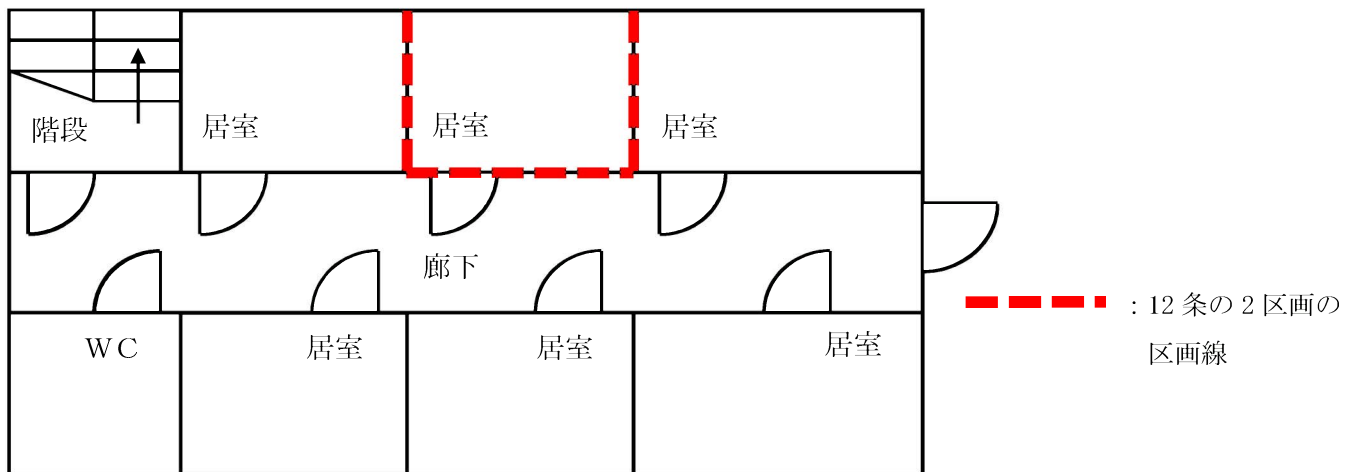
## 省令第 12 条の 2 区画編

### <省令第 12 条の 2 区画とは>

スプリンクラー設備の設置を必要とする病院・診療所及び社会福祉施設（入所施設）（政令第 12 条第 1 項第 1 号及び第 9 号）であって、省令第 12 条の 2 第 1 項及び第 2 項並びに第 3 項で定める「区画を有するもの」はスプリンクラー設備の設置を要しない。

ただし、省令第 12 条の 2 区画は省令第 13 条区画と異なり、（6）項イ（1）及び（2）並びに口に掲げる防火対象物の全部又は（16）項イ並びに（16 の 2）項の（6）項イ（1）及び（2）並びに口に掲げる防火対象物の用途に供される部分の全部を区画する必要がある。

### <12 条の 2 区画として認められない例>



※このような区画は認められない。

#### 省令第 13 条区画との違い

「構造を有するものを除く」と「部分を除く」の違い

主要構造部が耐火構造であることを前提とする省令第 13 条区画の場合は、上記例図のように一部を区画することにより、スプリンクラー設備の設置対象となる面積（部分）から除外することで、スプリンクラー設備を要さない（区画部分を設置対象外とする）ことができる。

しかし、小規模あるいは階層の低い防火対象物を対象とした省令第 12 条の 2 区画は、居室の構造規制のみで建物構造による建築物自体の防火安全性の担保がないため、全体を区画する必要がある。

1 省令第12条の2第1項第1号及び第2号

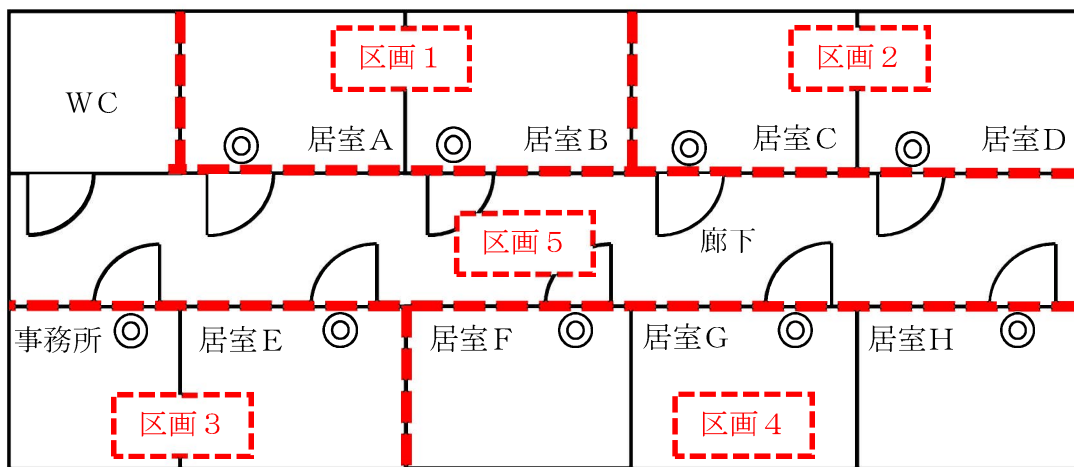
条文	省令第12条の2第1項	
	第1号	第2号
用途・規模等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・6項イ(1)及び(2)並びにロ等</li> <li>・基準面積1,000㎡未満</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・6項イ(1)及び(2)並びにロ等</li> <li>・基準面積1,000㎡以上</li> </ul>
居室の区画	準耐火構造の壁及び床	耐火構造の壁及び床
壁及び天井の内装	避難経路となる廊下等は準不燃材料、その他の部分は難燃材料※	避難経路となる廊下等は準不燃材料、他の部分は難燃材料※
区画する壁及び床の開口部面積	合計8㎡以下かつ1の開口部が4㎡以下	同左
開口部に設ける防火戸	防火戸 <ul style="list-style-type: none"> <li>・防火シャッターは不可(廊下と階段を区画する部分を除く。)</li> <li>・自動閉鎖装置付き又は煙感知器連動閉鎖式(避難経路に設けるものは直接手で開くことができる自動閉鎖式で幅、高さ、床面からの高さが75cm以上、1.8m以上、15cm以下の自動閉鎖の部分有すること。)</li> </ul>	特定防火設備である防火戸 <ul style="list-style-type: none"> <li>・防火シャッターは不可(廊下と階段を区画する部分を除く。)</li> <li>・自動閉鎖装置付き又は煙感知器連動閉鎖式(避難経路に設けるものは直接手で開くことができる自動閉鎖式で幅、高さ、床面からの高さが75cm以上、1.8m以上、15cm以下の自動閉鎖の部分有すること。)</li> </ul>
出入口以外の開口部	-	鉄製網入りガラス入り戸 <ul style="list-style-type: none"> <li>・二方向避難可能な部分に設置</li> <li>・直接外気に開放されている廊下、階段、通路に面する</li> <li>・合計面積が4㎡以内</li> </ul>
区画された部分の床面積	合計100㎡以下	合計200㎡以下
区画された部分の居室数	3以下	-

※入居者等の利用に供する居室が避難階のみに存する防火対象物で、延べ面積275㎡未満のものうち、省令第12条の2第2項第2号の規定に適合するものにあつては、内装材の制限なし。

2 省令第12条の2第1項の区画の取扱い

(1) 12条の2区画例(第1項第1号)

<平面図>

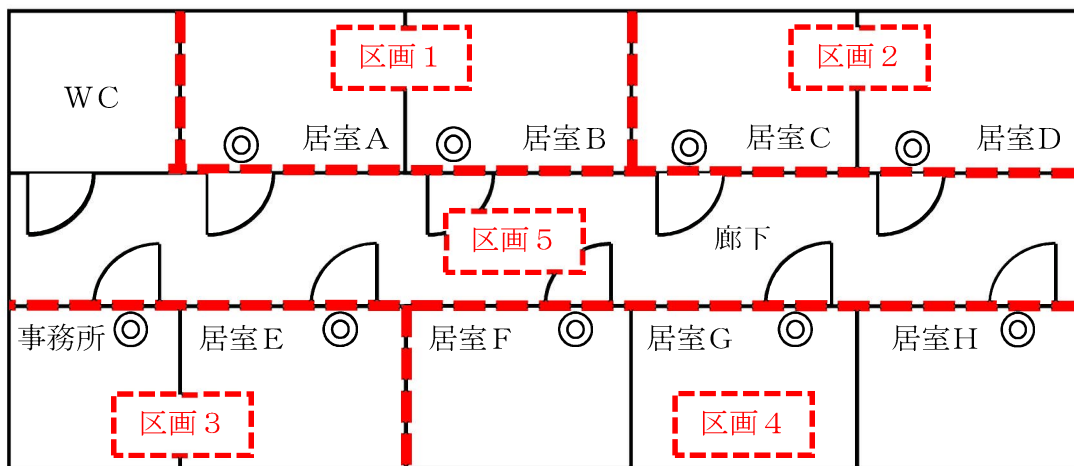


--- : 12条の2区画ライン      ⊙ : 防火設備

- 区画1: 居室A + 居室B = 100 m<sup>2</sup>以下かつ居室3以下
- 区画2: 居室C + 居室D = 100 m<sup>2</sup>以下かつ居室3以下
- 区画3: 居室F + 居室G + 居室H = 100 m<sup>2</sup>以下かつ居室3以下
- 区画4: 事務所 + 居室E = 100 m<sup>2</sup>以下かつ居室3以下
- 区画5: WC + 廊下 = 100 m<sup>2</sup>以下かつ居室3以下
- ※各区画の開口部は1か所4 m<sup>2</sup>以下かつ合計8 m<sup>2</sup>以下

(2) 12条の2区画例(第1項第2号)

<平面図>



--- : 12条の2区画ライン      ⊙ : 特定防火設備

- 区画1: 居室A + 居室B = 200 m<sup>2</sup>以下
- 区画2: 居室C + 居室D = 200 m<sup>2</sup>以下
- 区画3: 居室F + 居室G + 居室H = 200 m<sup>2</sup>以下
- 区画4: 事務所 + 居室E = 200 m<sup>2</sup>以下
- 区画5: WC + 廊下 = 200 m<sup>2</sup>以下
- ※各区画の開口部は1カ所4 m<sup>2</sup>以下かつ合計8 m<sup>2</sup>以下

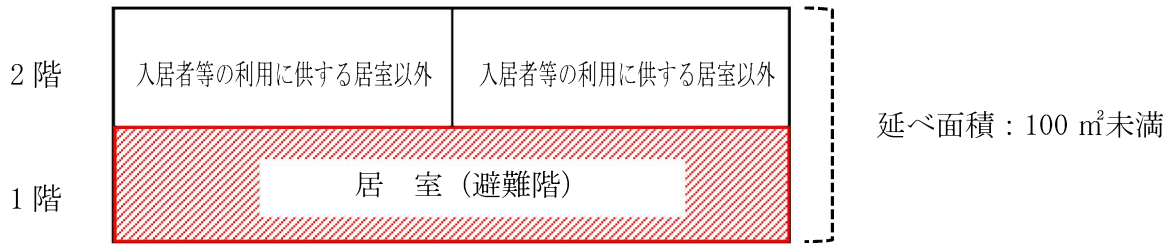
3 省令第12条の2第2項第1号及び第2号並びに第3項

条文	省令第12条の2第2項		省令第12条の2第3項
	第1号	第2号	
用途・規模等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・6項イ(1)及び(2)並びにロ等</li> <li>・延べ面積100㎡未満</li> <li>・入居者等の利用に供する居室が避難階のみ</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・5項ロと6項ロのみからなる16項イ</li> <li>・6項ロ部分(特定住戸部分)の延べ面積275㎡未満</li> </ul>
居室の区画	-	壁、柱、床及び天井で区画	特定住戸部分の各住戸を準耐火構造の壁及び床で区画
壁及び天井の内装	避難経路となる廊下等は準不燃材料、その他の部分は難燃材料	-	特定住戸部分の各住戸の主たる出入口が直接外気に開放され、かつ、煙の排出が可能な廊下に通ずる通路は準不燃材料、その他の部分は難燃材料
開口部に設ける防火戸	-	出入口に自動閉鎖式の戸	特定住戸部分の各住戸の主たる出入口の構造 <ul style="list-style-type: none"> <li>・防火戸</li> <li>・防火シャッターは不可(廊下と階段を区画する部分を除く)</li> <li>・自動閉鎖装置付き又は煙感知器連動閉鎖式(避難経路に設けるものは直接手で開くことができる自動閉鎖式で幅、高さ、床面からの高さが75cm以上、1.8m以上、15cm以下の自動閉鎖の部分をも有すること)</li> </ul>
区画された部分の床面積	-	-	特定住戸部分の各住戸の床の面積100㎡以下
その他	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入居者等の避難時間が避難限界時間を超えないこと。(H26消防庁告示4号)</li> <li>・原則煙感知器とすること。</li> <li>・入居者等の利用に供する居室に関係者が内外から容易に開放できる開口部を存すること。</li> <li>・当該開口部は幅員1m以上の空地に面すること。</li> <li>・当該開口部は入居者等が容易に避難できる形状とすること。</li> <li>・入居者等の利用する居室から二方向避難が可能であること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定住戸部分の各住戸の主たる出入口が直接外気に開放され、かつ、煙の排出が可能な廊下に通ずる通路は他の居室を通過しないこと。(H26消防庁告示4号)</li> <li>・上記の廊下に通ずる通路に面する開口部は自動閉鎖式の不燃性戸を設置すること。(H26消防庁告示4号)</li> <li>・居室及び通路に煙感知器を設置すること。</li> </ul>

#### 4 省令第12条の2第2項及び第3項の区画の取扱い

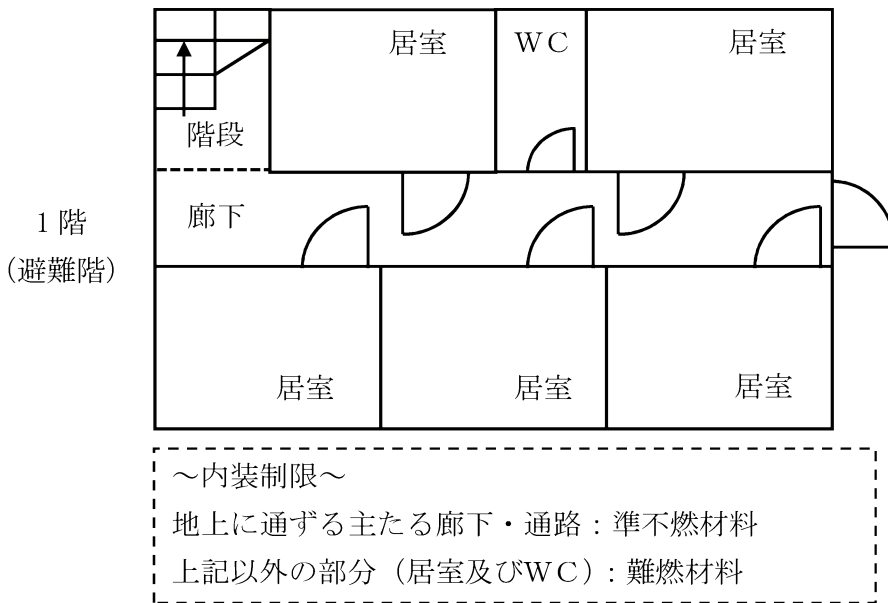
(1) 12条の2区画例（第2項第1号）

<立面図>

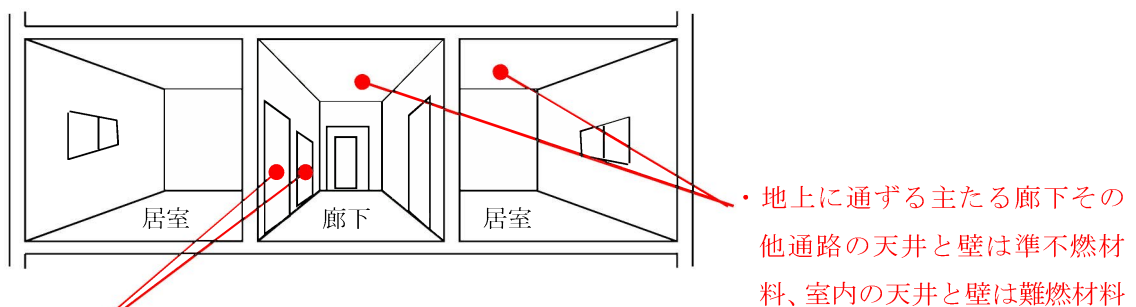


※入居者等の利用に供する居室以外とは、宿直室や事務室等その他これらに類する室をいう。

<平面図> ※2階は施設事務室及び宿直室のみ存するものと仮定



<立面図>



・出入口の戸の制限なし（戸を設けないことも可能）

※シャッター不可

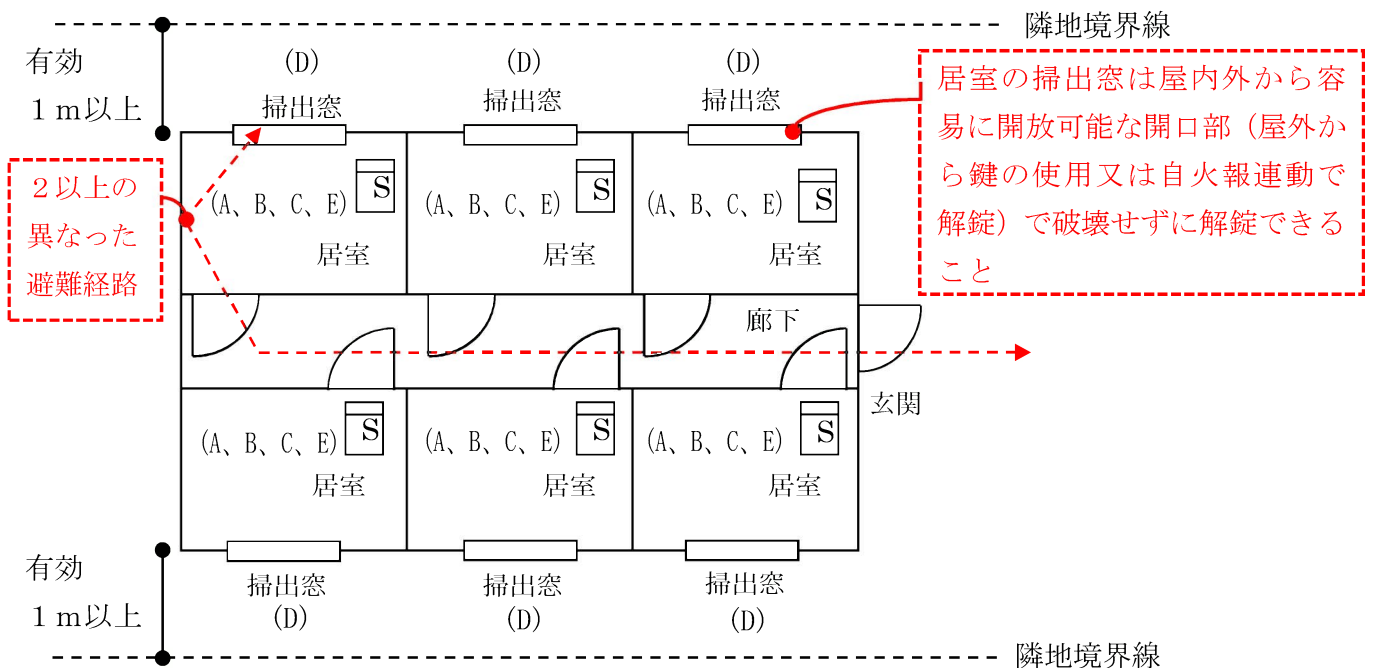
※屋外に面する開口部に制限なし

※区画部分の面積や防火区画に制限なし

※入居者等の利用に供する居室は避難階のみ

(2) 12条の2区画例（第2項第2号）

<平面図>

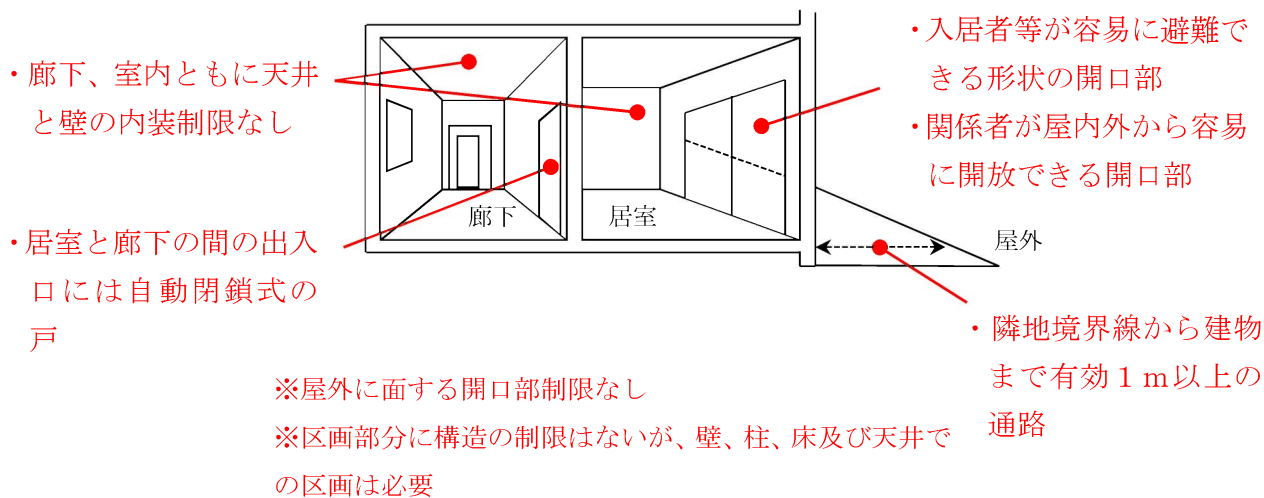


- A：居室を壁、柱、床及び天井で区画（※1）
- B：出入口には戸（随時開くことができる自動閉鎖装置付きのものに限る。）を設置
- C：自動火災報知設備の感知器は煙感知器を設置
- D：居室は火災発生時に関係者が屋内外から容易に開放できる開口部（※2）を設置し、開口部は道又は道に通ずる幅員1 m以上の通路その他空地に面しており、幅、高さ及び下端の床面からの高さその他の形状は、入居者が内部から容易に避難することを妨げないもの（※3）
- E：居室から二以上の異なる避難経路を確保（※4）

- （※1） 区画とは、壁及び天井等により構成されるものであり、ふすまや障子、パーティション等は認められない。
- （※2） 火災発生時に関係者が屋内外から容易に開放できる開口部とは、屋内から直接地上へ通ずる窓、扉等の開口部で、屋外からの鍵の使用又は自動火災報知設備との連動により解錠するもの等で破壊せずに解錠する。
- （※3） 入居者が内部から容易に避難することを妨げない開口部とは、その幅、高さ及び下端の床面からの高さが、当該入居者の避難に際して器具を使用する場合を勘案し、避難、救出が容易である大きさ、構造の開口部をいう。
- （※4） 二以上の異なる避難経路とは、防火対象物の廊下や玄関、勝手口を経て屋外へ到達することができる経路と省令第12条の2第2項第2号口により設けられた開口部を介して屋外へ到達することができる経路をいう。

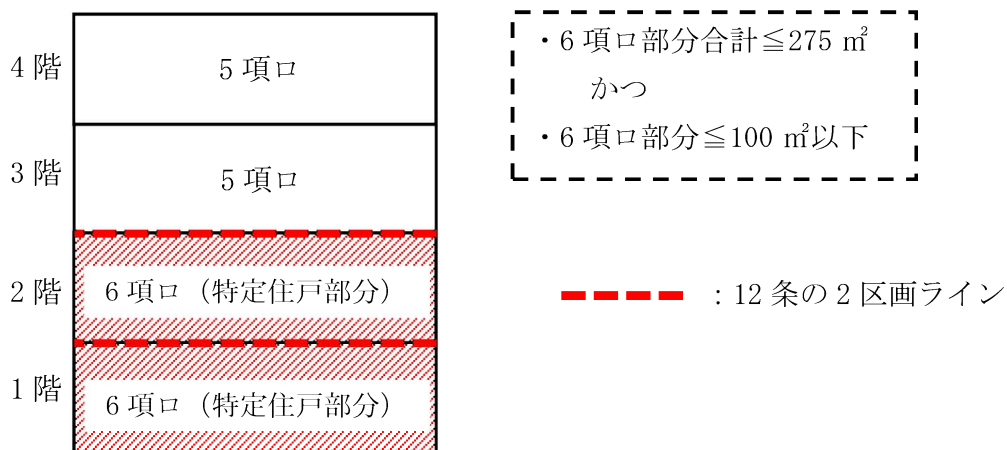
※上記A～Eの他、「入居者等の避難に要する時間の算定方法等を定める件」（平成26年消防庁告示第4）を満たす必要があることに留意すること。

<立面図>



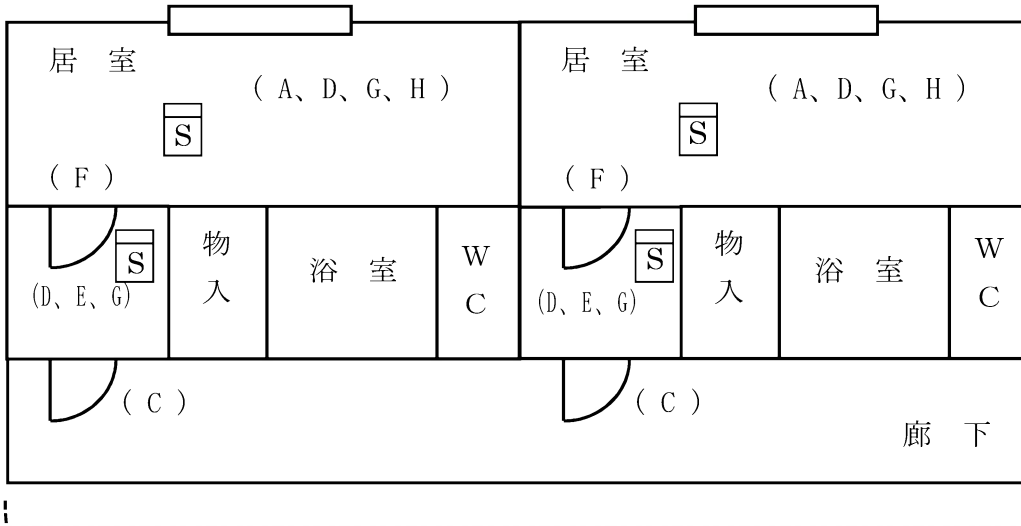
(3) 12条の2区画例 (第3項)

<立面図>





<平面図>



外気に面する部分の面積>当該階の見付面積 1/3 ( B )

- A : 各住戸は準耐火構造の壁、床で区画
- B : 外気に面する部分の面積>当該階の見付面積 1 / 3
- C : 常時閉鎖式の防火戸
- D : 壁及び天井の仕上げは廊下に通ずる通路を準不燃材料、その他の部分を難燃材料
- E : 居室から廊下に通ずる通路が当該居室以外の居室を通過しない
- F : 居室の開口部で廊下に通ずる通路に面するものは随時開くことのできる自動閉鎖装置付きの戸 (不燃材料) を設置
- G : 居室及び通路に煙感知器を設置
- H : 6 項口の用途に供する各住戸面積が 100 m<sup>2</sup>以下

5 12 条の 2 区画のその他の取扱い

1 から 4 の他、必要事項は以下のとおり。

- (1) 区画する壁・床の構造について、準耐火構造とは建基政令第 107 条の 2 で規定する準耐火性能、耐火構造とは建基政令第 107 条に規定する耐火性能を有すること。
- (2) 換気ダクト等が区画を貫通する場合には、FD (ファイアーダンパー) を設置すること。
- (3) 火気設備等の排気筒のように、区画を貫通する部分に FD を設置できないものには、区画貫通後の排気筒を屋外貫通部までラッキング (「規則第 13 条区画編」の「5 13 条区画の取扱い」(3)) をすること。
- (4) 区画を貫通する配管及び電気配線等の取扱いは、「規則第 13 条区画編」の「6 省令第 13 条区画等を貫通する配管及び貫通部の取扱い」による。